

法学部では次の科目を修得することにより、社会福祉主事資格(任用資格)を取得することができます。社会福祉主事とは、福祉施設や行政機関で援助や保護が必要な人に相談・援助・指導を行う専門家のことです。

指定科目	開講科目	単位	開講学科	備考
法学	法学	2	法律・現代社会法学科	2単位修得
民法	民法 I (総則) ※	2	法律・現代社会法学科	2単位修得
行政法	行政法 I (総論) A ※	2	法律学科	いずれかで 4単位修得
	行政法 I (総論) B ※	2		
	行政法 A ※	2	現代社会法学科	
	行政法 B ※	2		

※平成17年度以降修得に限る。